

長田地区青少年育成協議会補助金交付要綱

令和2年7月1日 長田区長決定

(目的)

- 第1条 この要綱は、青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定。以下「活動支援要綱」という。）第4条により区に登録された区内の青少年育成協議会（以下「支部青少協」という。）が相互に連携して、支部青少協の円滑な運営を図り、青少年の健全な育成を促進するため、地域における諸活動を推進し、及び区内の同要綱第2条第5項の青少年育成委員（以下「青少年育成委員」という。）の資質を向上させるとともに、青少年健全育成活動への区民理解を高めることを目的として結成された長田地区青少年育成協議会（以下「地区青少協」という。）に補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定。以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業)

- 第2条 この要綱による補助の対象となる事業は、地区青少協が行う次に掲げるものとする。
- (1) 支部青少協の活動等の情報交換、意見交換その他連絡調整
 - (2) 区内の青少年育成活動の総合的施策の企画及び実施
 - (3) 青少年育成委員の研修
 - (4) 支部青少協の活動等の区民への広報啓発
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、補助対象となる事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で区長が決定するものとする。

(交付申請)

- 第4条 地区青少協は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとするときまでに区長に提出するものとする。
- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 補助事業に係る事業計画書又はこれに代わる書類
 - (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(決定の通知)

- 第5条 区長は、補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定の通知を行うときは、次

に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他区長が必要と定める書類
（補助事業の変更等）

第6条 地区青少協は、補助金規則第7条第1項第1号の承認を受けようとするときは補助事業変更承認申請書（様式第4号）を、同項第2号の承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第5号）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認したときは、それぞれ補助事業変更承認通知書（様式第6号）、補助事業中止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 地区青少協は、補助金規則第15条の規定による補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、区長に提出するものとする。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
（交付額の確定）

第8条 区長は、補助金規則第16条第1項の規定による補助金の交付額の確定の通知を行うときは、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他区長が必要と認める書類
（補助金の請求）

第9条 地区青少協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を区長の定める期日までに区長に提出するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は、速やかに補助金を地区青少協に支払うものとする。
（交付の特例）

第10条 地区青少協は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第11号）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を地区青少協に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項の規定により返還を命ずるときは、速やかに納付書

を発行し、直ちに返還する旨を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 11 条 区長は、補助金規則第 19 条第 3 項の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者に行うものとする。

2 区長は、補助金規則第 20 条第 1 項の規定により補助金の返還を命ずるときは、速やかに納付書を発行し、直ちに返還する旨を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。